令和3年4月2日部長会議 危機管理防災課

長野市国土強靭化地域計画(案)に対する市民意見等の募集(パブリックコメント)について

令和3年4月

総務部 危機管理防災課

## 1-1 計画の概要

#### 【計画の策定】

1 計画策定の経緯

【国】平成25年12月 「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に

資する国土強靱化基本法」を施行

(第13条・・・国土強靭化地域計画:市町村の策定は努力義務)

平成26年6月 国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」を策定

<u>平成30年12月</u> 社会経済情勢の変化等を踏まえて、<u>国土強靭化基本計画の見直し</u>

【県】平成28年3月 「長野県強靭化計画」を策定

平成30年3月 「第2次国土強靱化基本計画」を策定

【市】 <u>令和3年7月</u> <u>「長野市国土強靭化地域計画」策定(予定)</u>

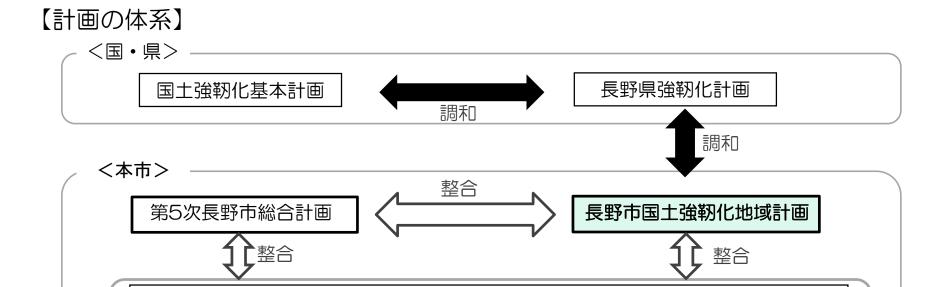
2 計画策定の趣旨

国や県の防災・減災に対する取組を踏まえ、本市においても、大規模自然災害等から市民の生命と財産を守り、地域への致命的な被害を回避し、速やかな復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に推進するため、法に基づき、「長野市国土強靱化地域計画」を策定し、しなやかで強靭な地域づくりを行います。

#### 【計画の位置付け】

本計画は、「国計画」及び「県計画」と調和のとれた計画とすると同時に「長野市総合計画」との整合を図りつつ、地域防災力の向上などの具体的な施策を推進するため、指針となる計画として位置づけるものです。

### 1-2 計画の概要



### 長野市地域防災計画

- ・長野市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- 長野市立地適正化計画
- 長野市公共施設等総合管理計画
- 長野市地域公共交通網形成計画
- 長野市環境基本計画 等

- ・長野市都市計画マスタープラン
- 長野市橋梁長寿命化修繕計画
- 長野市耐震改修促進計画
- 長野市地域福祉計画

- 計画の期間は、策定のときから令和8年度まで
- 計画の対象災害は、大規模な地震・火災・風水害・土砂災害等の大規模自然災害

## 2 目指すべき将来の姿

本計画では、国土強靭化の趣旨を踏まえ、想定されるリスクに対してあらゆる分野における強靭化を推進し、大規模自然災害から市民の生命・身体・財産を守り、社会の重要な機能を維持し、迅速な復旧・復興の実現を目指すとともに、本市総合計画の目指す将来像を踏まえ、次のとおり目指すべき将来の姿を設定します。

"オールながの"で強靭かつしなやかな地域を創造しよう

### 3 基本目標

基本目標は、本市の国土強靭化を推進するうえで最も重要な基本的な方向を示すものとして、国の国土強靭化基本計画と同じ、以下の4つの基本目標を設定します。

- 1. 人命の保護が最大限図られること
- 2. 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 3. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4. 迅速な復旧復興

## 4 事前に備えるべき目標

4つの基本目標の実現に向け、大規模自然災害の発生を想定し、具体化した達成すべき目標として、長野県強靭化計画の基本目標と同じ、以下の7つの「事前に備えるべき目標」を設定します。

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること
- (3) 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること
- (4) 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること
- (5) 流通・経済活動を停滞させないこと
- (6) 二次的な災害を発生させないこと
- (7)被災した方々の生活が継続し、日常の生活が迅速に戻ること

## 5-1 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)の設定

事前に備えるべきてつの目標を達成するために妨げとなる以下の39の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を設定します。また、<u>重点化すべきリスクシナリオは網掛け</u>をしています。

事前に備えるべき 基本目標	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)			
1 人命の保護が 最大限図られるこ と	1-1 住宅の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生			
	1-2 多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生			
	1-3 豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水			
	1-4 土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生			
	1-5 火山噴火による住民や観光客の死傷者の発生			
	1-6 避難勧告・指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生・			
2 負傷者等に対し 迅速に救助、救急	2-1 長期にわたる孤立集落等の発生(大雪を含む)や、被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足			
	2-2 警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足			
	2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶			
活動が行われるこ	2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱			
	2-5 医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺			
	2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生			
3 必要不可欠な行 政機能、情報通信 機能は確保するこ と	3-1 信号機の停止等による交通事故の多発			
	3-2 市役所をはじめとする行政機関の大幅な機能低下			
	3-3 停電、通信施設の倒壊による情報通信の麻痺・長期停止			
	3-4 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態			
	3-5 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・救援が遅れる事態			

## 5-2 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)の設定

事前に備えるべき 基本目標	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)
4 必要最低限のラ	4-1 電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や石油・都市ガス・LPガスサプライチェーンの機能の停止
イフラインを確保	4-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
し、早期復旧がで	4-3    汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
きること	4-4  地域交通ネットワークが分断する事態
	4-5 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
5 流通•経済活動	5-1  サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の麻痺
を停滞させないこ	
ک	5-3  食料・飲料水等の安定供給の停滞
	6-1  土石流、地すべりなどの土砂災害による二次災害の発生
	6-2 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	6-3 済線・沿道の建築物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊に伴う陥没による交通麻
6 二次的な被害を	6-4 ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
発生させないこと	6-5   有害物質の大規模拡散・流出
	6-6   農地・森林等の荒廃
	6-7   観光や地域農産物に対する風評被害
	6-8 避難所等における環境の悪化
	7-1 復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術 7-1 者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる 事態
7 被災した方々の	7-2 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
日常の生活が迅速に戻ること	7-3 道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-4   倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態
	7-5   地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-5   地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態   7-6   文化遺産や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・ 無形の文   化の衰退・喪失

### 6 施策分野の設定

「長野市総合計画」における各施策分野との整合を図り、7つの個別施策分野を設定します。

#### 個別施策分野

行政経営、保健福祉、環境、防災・安全、教育・文化、産業・経済、都市整備

## 7-1 脆弱性評価と国土強靭化の対応方策

#### 【脆弱性評価の方法】

「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を横軸に、各施策分野を縦軸と したマトリクスを用いて、本市のまちづくりにおける各施策・事業がいずれのカテゴ リーに該当するのかを整理します。

次に、個別の施策(事業)ごとの課題や進捗状況を把握し、施策(事業)によって「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」の回避が可能であるかについて検討し、回避が困難と判断されるものを『脆弱性』として評価し、その結果を取りまとめます。

## 7-2 脆弱性評価と国土強靭化の対応方策

### 【脆弱性評価結果及び結果を踏まえた対応方策】

脆弱性の評価結果を踏まえ、国や県の対応方策との関連性を考慮し、「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を回避するための施策を検討し、対応方策を定めます。

基本目標		対応方策(リスクシナリオ)
1	人命の保護が最大限図られ ること	1)住宅・建築物等、宅地の耐震化・長寿命化及び防火性能の 強化(1-1, 1-2) 1)市街地の防災対応力の強化(1-1、1-2) 3)消防団の強化(1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、1-6) 4)治水対策の強化(1-3)5)土砂災害対策の強化(1-4) 5)土砂災害対策の強化(1-4) 6)自主防災活動の強化(1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、1-6) 7)防災意識の啓発、情報提供(1-3、1-4、) 8)火山噴火への備え(1-5)
2	負傷者等に対し、迅速に救助・救急活動が行われること	1) 備蓄の強化(2-1、2-3、2-4、2-6) 2) 連携・受援体制の強化(2-2、2-3、2-5) 3) 消防・救急の強化(2-2) 4) 医療機関の非常用エネルギー等の確保(2-3) 5) 帰宅困難者への対応(2-4) 6) 災害医療体制の強化(2-5) 7) 疫病・感染症等の予防(2-6)
3	必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること	1) 地域情報伝達体制の構築(3-2、3-3、3-4、3-5) 2) 災害情報・通信機能の多重化・強化 (3-2、3-3、3-4、3-5) 3) 行政機関の災害対応力の強化(3-2) 4) 避難行動要支援者、観光客・外国人等への支援体制 (3-3、3-4、3-5)

## 7-3 脆弱性評価と国土強靭化の対応方策

	基本目標	
4	必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること	1) 緊急輸送路、避難路等の機能確保(4-1、4-4) 2) 上下水道施設の耐震化・老朽化対策(4-2、4-3) 3) 飲料水・用水の確保(4-2、4-3、4-5) 4) 災害時用エネルギーの備蓄・確保(4-1、4-2、4-3)
5	流通・経済活動を停滞 させないこと	1) 広域輸送機能の確保(5-1、5-2、5-3) 2) 民間企業における自主防災力の強化促進(5-1) 3) 農産物の安定供給確保(5-3) 4) 広域連携の強化(5-2)
6	二次的な被害を発生させないこと	1) 土砂災害による二次災害発生の防止(6-1、6-4) 2) 余震による二次災害の防止(6-2) 3) 緊急輸送路等の沿道建築物等の耐震化の促進(6-3) 4) 有害物質取扱事業者の監視・指導(6-5) 5) 森林・農地の適切な整備・保全(6-6) 6) 観光や地域農産物に対する風評被害への対応(6-7) 7) 避難所の生活環境の維持・向上
7	被災した方々の日常の生活が迅速に戻ること	1)復興を支える人材の育成・確保(7-1、7-4、7-5) 2)災害廃棄物処理体制の構築(7-2、7-3、7-4) 3)道路の啓開等(7-2、7-3,7-4) 4)地籍調査の推進(7-3、7-4、7-5) 5)災害公営住宅の建設、応急仮設住宅等の確保(7-4) 6)災害からの文化財の保全(7-6) 7)コミュニティの醸成による文化財等の保全意識の醸成(7-6) 8)多様な交流による地域文化保全意識の醸成(7-6) 9)自主防災意識の向上による地域文化の保全(7-6)

基本的な進め方

全庁一丸となって推進していくことに加え、国・長野県、関係団体、民間事業者及び市民等との連携・協力体制のもとに進めていきます。

進捗の管理

地域強靭化の取組を着実に推進するため、先に掲げた重要業績指標(KPI)等を活用して計画の達成状況を確認しつつ、PDCAサイクルに基づく進捗管理を実施します。

計画の見直し

本計画は、第六次長野市総合計画の改定に合わせて計画内容の見 直しを行うとともに、社会状況の変化や進捗状況の結果を踏まえ、 必要に応じても見直しを行うものとします。

# 9 今後のスケジュール

実施日	内容
令和3年4月2日	部長会議・支所長会議(計画案の概要について) 説明
4月7日	政策説明会
【パブリックコメント】	<ul> <li>●募集期間令和3年4月30日(金)~5月31日(月)</li> <li>●計画(案)の閲覧及び「意見用紙」配布窓口・市役所(危機管理防災課、行政資料コーナー)・各支所・市ホームページ</li> <li>●提出方法・持参の場合は、危機管理防災課、各支所の窓口へ・市ホームページ「ながの電子申請サービス」で提出・郵送、FAX、電子メールで長野市役所危機管理防災課へ提出</li> <li>●意見の公表・提出いただいた意見等への個別の回答は行わない・意見等に対する検討結果を市ホームページで公表</li> </ul>
7月1日	部長会議(計画の決定) 説明
7月6日	政策説明会
8月	計画公表(プレスリリース、ホームページ公開)